

【海外拠点】 山口銀行青島支店、山口銀行大連支店、山口銀行香港駐在員事務所
【現地駐在】 TTB 銀行(タイ・バンコク)、 HD 銀行(ベトナム・ホーチミン)



【大連支店】

中国進出を検討する際に留意するポイント

1. 業種毎の進出規制

中国進出に関する進出規制について論じる際は、「外商投資参入特別管理措置（以下、ネガティブリスト）」を参照する必要があります。中国では現在、外国資本の進出に関する規制（以下、外資参入規制）が緩和される傾向にあります。2024 年 11 月 1 日に施行された最新のネガティブリストでは、製造業の外資進出規制が全面的に撤廃され、サービス業の開放拡大にも重点が置かれる内容となっております。これにより、外資企業の製造業への中国進出には、中国資本企業と同等の待遇を受けることになりました。

加えて、医療分野では、開放拡大のための試験事業に関する通知が発表され、北京、天津、上海、南京、蘇州、福州、広州、深セン、海南島全体に全額外資の病院設立を許可する計画が明らかになりました。また、今後も電信、インターネット、教育、文化分野での秩序ある開放拡大が見込まれます。

なお、2024 年 1 月 1 日～9 月 30 日までの 9 カ月間で、外資企業による対中投資は中国全土で 6,406 億人民元（約 13 兆 7,000 億円）実施され、新たに設立された外資企業は前年同期比 11.4%増の 4 万 2,108 社に達しております。

2. 外資企業に対する誘致が活発な注目業種

中国現地のコンサル事務所に確認すると、中国では日本の農業栽培技術やビニールハウスの質、耐久性が、他国より高い評価を得ており、農業関連に対する外資企業に対する誘致が活発で、特に日本の農業法人やビニールハウス関連企業の技術移転に関する相談を頻繁に受けるとの回答がありました。また、自動車用などのバッテリー蓄電池の技術に対する要望も高まっているとの事です。

※外資誘致が推進されている注目業種についての詳細は、「中国における外商投資奨励産業目録（2022 年版）（仮訳）」をご参照願います。

3. 外国資本の進出が困難な業種

外国資本の進出が困難な業種は、ネガティブリストを確認する必要がありますが、その他も留意する事項がありますが、関連免許等に関する規制についても事前に調査をする事が必ず必要になります。

中国現地のコンサル事務所に確認した、化学品商社の進出検討事例を紹介させていただきます。この化学品商社は中国への進出を検討し、準備を開始しましたが、化学品商社が中国で営業を行う際に必要な「危険化学品の許認可」を取得出来ず、進出の相談から半年間が経過した 2024 年 12 月現在も、進出に苦戦している状態です。調査を進める中で、化学品製造業の誘致を推進させたい中国地方政府の思惑もあり、製造業を除く外国資本企業の「危険化学品の許認可」取得は困難で、優遇政策や補助金適用額も少なく設定されている事が判明しており、中国現地のコンサル事務所に相談しながら進出を模索しております。

4. 中国進出方法、進出までのスケジュール

一般的には、中国への進出方法には、以下の分類が考えられます。

- (1) 現地法人（外商投資企業）：①合弁企業、②合作企業、③独資、④その他企業（パートナーシップ、ベンチャーキャピタル、ファンド管理会社）
- (2) 駐在員事務所、(3) 事業所、(4) 支店

進出方法によって長短あるものの、独資での現地法人設立であれば、約 3 か月で会社設立手続きが完了します。会社設立の手続きを簡略化して順番に記載すると以下の通りです。

順番	会社設立の手続き	項目	会社設立に必要な資料
1	設立資料の準備	1	登記簿謄本及び本社法定代表者パスポートコピー
2	不動産登記	2	資本信用証明
3	仮営業許可取得	3	日本本社代表取締役パスポートコピー（写真付きのページ）
4	組織機構コード取得	4	直近の監査報告書
5	税務登記	5	輸出入商品の税関コード一覧
6	統計局登記	6	現地法人法定代表者パスポートコピー（写真付きのページ）及び写真
7	外貨登記証取得	7	董事長及び董事会メンバーパスポートコピー（写真付きのページ）
8	各種口座開設	8	幹事会メンバーパスポートコピー（写真付きのページ）
9	税務届出	9	総経理のメンバーパスポートコピー（写真付きのページ）
10	日本から資本金送金		
11	試験報告書取得		
12	営業許可証更新		
13	関税登記		

5. 少額での中国進出について

実務上は最低目安金額が存在するものの、2016 年の中国会社法改正で外資企業の最低資本制度が廃止された事で、少ない資本金で中国へ進出する事が可能となりました。

なお、外資系のコンサル会社に、会社設立手続きを依頼する場合には、「駐在員事務所」の設立代行手数料が 3 万元前後（約 60 万円）、コンサルティング業種の設立代行料では 5 万元前後（約 100 万円）が目安となっております。（その他各種登記料など実費は含まず）

6. 失敗しない進出方法

現地コンサル事務所からは、これまでの会社進出のコンサルティングの経験に基づき、日系企業の海外進出の際は、以下の点に注意すべきとしています。

進出時の注意点	
1	中国の税法に従った予算編成
2	現地法人設立時のコンプライアンス遵守
3	設立準備期間を把握した予算編成
4	合弁事業計画は綿密に作成すべき
5	合弁企業設立時の管理体制・規約の整備
6	現地法人経理規定の作成
7	ローカルルールの把握
8	現地スタッフの育成・教育

例えば、「設立準備期間を把握した予算編成」を怠った場合、資本金が実際に使用できるようになるまでの期間に資金ショートが発生します。その際に、日本本社が一時的に資金の立替を行うと、外貨規制から立替期間終了後も日本本社への返済が出来ない状況となるため、注意が必要です。

具体的な事例として、美容サロン X 社の中国進出事例を紹介します。X 社は中国の都心部に店舗をオープンすることを決定し、中国で賃貸契約を締結し、改装工事に着手するとともに会社設立手続きを開始しました。しかし、美容関連の外資企業を設立する場合には、事前に衛生許可ライセンスを取得した上で営業ライセンスを入手しなければならず、設立許可、企業登記、資本金の入金までの期間が非常に長くなり、資金を使えない状態が長期化しました。

X 社がオープンする店舗は都市部である上に店舗面積が広いため、設立準備期間における家賃と内装費は相当な額になり、日本本社が内装業者に 300 万元（約 60 百万円）を支払、家賃の一部も本社が立替えました。すると、以下の問題が生じてしまいました。

- ① 外貨規制上、X 社から日本本社へ返済が出来ない。
- ② 中国現地法人宛の領収書がないため、X 社で損金算入が出来ない。
- ③ X 社の経費のため、日本本社でも損金算入できない。

こうしたトラブルを起こさないようにするためには設立準備期間をキチンと把握し、それに合った予算を綿密に組んでおかなければなりません。なお、このような設立に関しては事前に管理会社を設立し（例：飲食店であれば飲食管理会社の設立）、事前に店舗用の資金をプールしていく方法がオススメです。

上記の通り、中国への進出には十分なフィージビリティスタディや市場調査、当局関連要請に対する研究が必要になります。

7. おわりに

山口銀行大連支店では、様々な中国ビジネスに関するサポートを承っております。中国でのビジネスに興味のある事業者様は、最寄りの営業店行員にお気軽にお問い合わせいただければ幸いです。

（山口銀行大連支店 岡田 将）

【参考文献】

【2024 年版外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）】

<https://www.nacglobal.net/cn/cn-setup/cn-setup-negative-llist/china-2024-negative-list-for-foreign-investment-access/>

【同上・中国語版】

https://www.gov.cn/zhengce/202409/content_6973047.htm

【その他関連ニュース】

https://jp.mofcom.gov.cn/chinanews/art/2024/art_f0cc18bb47de4622920687cd606c203e.html

<https://www.allbrightlaw.com/JP/10531/12bfce64a83c9685.aspx>

【中国における外商投資奨励産業目録(2022 年版) (仮訳)】

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/law/pdf/invest_079.pdf

【『失敗からわかるアジア進出』マイツグループ CEO 池田博義 著】